

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会
第3回会合 議事要旨（案）

1. 日時 平成21年8月25日（火）14:00～16:00
2. 場所 総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者（敬称略）

○構成員

岡村構成員、木村構成員、桑子構成員、長田構成員、野原構成員、別所構成員、堀部構成員（座長）、松本構成員

（欠席：相田構成員、清原構成員、國領構成員、藤原構成員）

○OWG主査

インターネット地図情報サービスWG 森主査

ライフログ活用サービスWG 上沼主査

（欠席：違法音楽配信対策WG 菊池主査）

○オブザーバー

森 内閣府個人情報保護推進室課長補佐（國井内閣府個人情報保護推進室長代理）

○総務省

桜井総合通信基盤局長、福岡電気通信事業部長、山田総合通信基盤局総務課長、淵江事業政策課長、二宮消費者政策課長、大村消費者行政課企画官、大内消費者行政課課長補佐、中村消費者行政課課長補佐、室橋消費者行政課課長補佐、村田消費者行政課課長補佐

4. 議事

（1）開会

（2）議題

（ア）第一次提言（案）のパブリックコメント結果について

（イ）ライフログ活用サービスWGからの報告について

（ウ）今後の進め方について

（3）閉会

5. 議事要旨

（1）第一次提言（案）のパブリックコメント結果について

資料2及び資料3に基づき、事務局から説明を行い、了承された。なお、主なやり取りは以下のとおり。

（長田構成員） 「インターネット地図情報サービスについて」の意見募集で寄せられたご意見に対する考え方の中に、特定の事業者やサービスの適否について審査及び判断することを目的としない旨の記述が多々見られるが、検討のきっかけとなったのは、某社のサービスであるように思う。それについて2点お聞きしたい。今後、自治体からの相談があった場合などは総務省としてどのように対応していくのか、また、一部報道で、

グーグル社に対し要請を行うという報道があったが、その要請との関連について聞きたい。

(事務局) 1点目の自治体からの相談については、研究会やWG等において一定の知見を得たと考えており、今後自治体等から話があった場合には、相談に乗りたい。2点目の報道についてだが、今回の研究会については個別サービスについての取りまとめではない。ただ、きっかけとなったのがグーグル社のサービスであったのはご承知のとおり。この第一次提言の結果を踏まえ、別途対応したいと考えている。

(2) ライフログ活用サービス WG からの報告について

資料4に基づき、ライフログ活用サービスWG 上沼主査から説明が行われた。なお、主なやり取りは以下のとおり。

(岡村構成員) PCサイトよりも電気通信事業者のほうが課題が多いのではないかとこのまとめになっているが、会員登録でログインするため個人識別性がある場合など蓄積される情報には多様性があり、必ずしも電気通信事業者より課題が少ないということはないのではないかと。また、サービス形態も様々であるため、検討を行う上で短冊切りにするのではなく、どういう形でのサービス展開がなされているかについても考慮すべき。

また、1ページ目の「問題の背景」「クラウドコンピューティング」という言葉は多義的なので誤解を生む可能性があり、「ウェブサービス」の方がよいのではないかと。

2ページ目の「単独での取扱商品が限定的な事業者」というのは、例えば旅行の受け付けやオークションなど様々なサービスではなく、単独のサービスを行っている事業者という趣旨でよいか。

4ページ目の米国の行動広告関係業界5団体が公表している自主規制は、5ページ目の日本における自主的取り組みとほぼ一致している内容なのか。よりきめ細やかに示していただければと思う。

(上沼主査) 1点目の電気通信事業者については、ご指摘の視点は認識。2点目については、誤解のないよう記載を検討する。3点目についても記載ぶりを検討したい。4点目の今のガイドライン等については、できる範囲で精査していきたい。

(岡村構成員) 米国の行動広告関係業界5団体の7項目は、細かい部分もあるが、大変わかりやすい。もしこれと違う見解を日本できているのであれば、それなりの理由があると思うので、その理由等の分析も併せてお願いしたい。

(長田構成員) 1ページ目で、「利用者による漠然とした不安感」という記載があるが、不安と思っている人もいれば、便利になると考えている人もいる。不安感という弱い感情だけではないように思う。行動の履歴を集約し、価値を見出すサービスを提供している事業者に対し、どうコントロールしていくことができるのか検討していかないと、ガイドラインがあればいいという話ではない。事業者に都合のいいガイドラインであってはならないと考えている。今回の報告は、検討の整理であって、結論ではないと思うので、そういう視点を持ってさらに検討を進めていただきたい。

(上沼主査) 「漠然とした不安感」については検討する。ガイドラインのそのものについても今後の検討課題とさせていただきたい。

(野原構成員) ライフログについてはまだ始まったばかりということ踏まえて検討していただきたい。まだどういうサービスになるのかというのが見えていないので、この時点で足かせにはならないと思う。むしろこの検討会で行ってほしいのは、ライフログに関する現状の整理、どのようなサービスと可能性なのか。官が規制をするというのではなく、民間の取組で、サービス展開を促していく方向性がいいのではないか。今現状のサービスだけを取り出して、ライフログを小さくとらえるのではなく、今後のサービス展開など、幅広くとらえた上で、目くじらを立てるのではなく検討を行っていただきたい。

(別所構成員) ライフログについては、まだ形になっていないサービスもあるため、そういうものに対する影響も念頭に置きながら慎重に検討をしていただきたい。また、結論を急がないでいただきたい。

実態の把握のなかで、ライフログが持つ社会的意義についても考えていただきたい。例えば購買履歴はその個人の趣向に合わせた商品を出すだけではなく、他の顧客に対するサービスの向上にもつながる。その情報がその人だけに使われるだけではなく、マーケティングとして他の人にも還元される部分もあるので、その点を考慮し、社会学的な観点でも検討を行ってほしい。

(岡村構成員) ネットで本を買った場合に、購買履歴を残したくないという個人がいた場合に、4ページ目の米国の行動広告関係業界5団体の3項目「消費者管理原則(選択肢の付与)」というのは、消費者が履歴を残すか残さないかという選択ができるということなのか。米国においてそういう仕組みがなされているのであれば、日本においてはどうか分析をお願いしたい。どのように管理されているのかを明確にすることが、消費者から望まれているのではないか。

(別所構成員) 社会学的な観点の検討を行っていただきたいということと、匿名性を確保するかどうかというのは別の問題だと考えている。ライフログを使用するとき、社会学的な意味を把握しておく必要があるということ。必要がない情報を持つということではない。

(堀部座長) 日本国内だけの問題ではなく、EUなどの動きも踏まえて、検討していきたい。

(3) 今後の進め方について

資料5に基づき、事務局から説明を行い、「安全管理措置WG」の設置について了承された。また、主査については座長一任となった。

なお、主なやり取りは以下のとおり。

(桑子構成員) 現在は、企業・事業者としてどのように取り組んでも、ガイドライン上において、その影響や規模にかかわらず「漏えい」であるというのがネックになっている。今般WGを設置して検討を行うことにより、対策が進むことを期待。

・ 次回の第4回会合は10月を予定。また、年度内をめぐり、第二次提言を行う。

以上